

# 島根県報

第一、三六九号

平成十四年五月二十一日  
(火曜日)

る一般競争入札の落札者等  
選管告示

政治資金規正法の規定に基づく設立の届出のあった  
政治団体

政治資金規正法の規定に基づく異動事項の届出のあ  
った政治団体

政治資金規正法の規定に基づく解散の届出のあった  
政治団体

政治資金規正法の規定に基づく届出のあつた資金管  
理団体

政治資金規正法の規定に基づく指定の取消しの届出  
のあつた資金管理団体

正誤  
平成十四年四月二十六日付け島根県報第一、三六三(農村整備課)一一  
号中

## 告示

### 公 告

土地改良区の役員の退任	(農村整備課) 四
土地改良法の規定に基づく工事完了の届出	(生産指導課) 四
指定漁船調査書の縦覧	(漁業管理課) 四
公 告	(都市計画課) 六
平成十五年度島根県立農業大学校の学生募集 開発行為に関する工事の完了	(下水道推進課) 六
都市計画変更の図書の縦覧(二件)	

### 島根県告示第五百二十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、佐  
田町長から次のとおり字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定  
により告示する。

なお、この届出に係る字の区域の廃止の効力は、国土調査法(昭和二十六年法律第  
百八十号)第十九条第二項の規定による国土調査の認証の日から生ずる。

平成十四年五月二十一日

佐田町において字を廃止する区域

島根県知事 澄田信義

島根県立中央病院の医薬品類の買入れに係る一般競  
争入札の落札者等

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者			実施する事業		
名 称		主たる事務所の所在地	医療機関の名称		変更年月日
社会福祉法人 社協議会	七尾福祉会	益田市昭和町一一番二〇号	竹吉胃腸科医院	浜田市浅井町一二一	平成十四年四月一日
那賀郡金城町大字七条八五五	五番地三	美濃郡美都町大字都茂一八〇	浜田市浅井町九九	浜田市浅井町一二一	平成十四年四月一日
短期入所生活介護	居宅介護支援事業	居宅介護支援事業	島根県知事 澄 田 信 義	島根県知事 澄 田 信 義	島根県告示第五百二十四号
社会福祉法人 いわみ福祉会	美都町社会福	益田市昭和町一一番二〇号	島根県知事 澄 田 信 義	島根県知事 澄 田 信 義	島根県告示第五百二十六号
九番地二	五番地二	五番地三	島根県知事 澄 田 信 義	島根県知事 澄 田 信 義	島根県告示第五百二十一日
青山ショートステイ	美都町居宅介護支援事業所	七尾苑	島根県知事 澄 田 信 義	島根県知事 澄 田 信 義	島根県告示第五百二十一日
地三一	五番地	五番地	島根県知事 澄 田 信 義	島根県知事 澄 田 信 義	島根県告示第五百二十一日
平成十四年四月十日	平成十四年四月二十四日	平成十四年四月二十三日	島根県知事 澄 田 信 義	島根県知事 澄 田 信 義	島根県告示第五百二十一日

医療機関の名称	所 在 地	変 更 年 月 日
竹吉胃腸科医院	浜田市浅井町一二一	平成十四年四月一日
島根県知事 澄 田 信 義	島根県知事 澄 田 信 義	島根県告示第五百二十四号
島根県知事 澄 田 信 義	島根県知事 澄 田 信 義	島根県告示第五百二十四号

島根県告示第五百二十四号  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関の所在地変更の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十四年五月二十一日

医療機関の名称	所 在 地	廢 止 年 月 日
大森鍼灸接骨院	出雲市上塩治町二五九八	平成十四年三月三十一日

島根県告示第五百二十六号  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年五月二十一日

大 字	小 字 名
大呂	上記大字の区域内のすべての字
佐津目	上記大字の区域内のすべての字

				くにびき農業協同組合			
社会福祉法人	七尾福祉会	益田市昭和町一一番二〇号	通所介護	JAくにびきデイサービスセンター「やわらぎ」	松江市母衣町一九七一二	平成十四年五月一日	
社会福祉法人	美都町社会福祉協議会	美濃郡美都町大字都茂一八〇	訪問介護	美都町ホームヘルパーステーション	益田市昭和町一一番二〇号	平成十四年四月二十三日	
社会福祉法人	美都町社会福祉協議会	美濃郡美都町大字都茂一八〇	短期入所生活介護	美都町特別養護老人ホーム「美寿苑」	美濃郡美都町大字都茂一八七	平成十四年四月二十四日	
社会福祉法人	美都町社会福祉協議会	五番地三	通所介護	美都町デイサービスセンター	美濃郡美都町大字都茂一一九	平成十四年四月二十四日	
指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者	主たる事務所の所在地	松江市佐草町四五六番地一	廃止する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所	五番地九	平成十四年四月二十四日	
松江保健生活協同組合	居宅介護支援事業	八重垣にじのステーション	名 称	所 在 地	美濃郡美都町大字都茂一一九	平成十四年四月二十四日	
美都町	居宅介護支援事業	美都町居宅介護支援事業所	所 在 地	松江市佐草町四五六番地	平成十四年三月三十一日	平成十四年四月二十四日	
美都町	訪問介護	美都町ホームヘルパーステーション	廃 止 年 月 日	五 美濃郡美都町大字都茂一一九	平成十四年三月三十一日	平成十四年四月二十四日	
美都町	通所介護	美濃郡美都町大字都茂一八〇		五一三 美濃郡美都町大字都茂一八〇	平成十四年三月三十一日	平成十四年四月二十四日	
美都町	短期入所生活介護	三一一 美濃郡美都町大字都茂一八〇		五一九 美濃郡美都町大字都茂一一九	平成十四年三月三十一日	平成十四年四月二十四日	
美都町	美濃郡美都町大字都茂一八〇	三一一 美濃郡美都町大字都茂一八〇		平成十四年三月三十一日	平成十四年三月三十一日	平成十四年四月二十四日	
美寿苑	美都町特別養護老人ホーム	美都町デイサービスセンター		平成十四年三月三十一日	平成十四年三月三十一日	平成十四年四月二十四日	
美都町	美都町	島根県告示第五百二十七号	島根県告示第五百二十七号	島根県知事 澄田信義	島根県告示第五百二十七号	島根県告示第五百二十七号	島根県告示第五百二十七号
		生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する		同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。			
				平成十四年五月二十一日			

**島根県告示第五百二十八号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十四年五月二十一日

島根県知事 澄田信義

邇摩郡温泉津町土地改良区  
退任した役員の氏名及び住所

理事

泉原碧 邇摩郡温泉津町井田大字井田イ六一三番地

**島根県告示第五百二十九号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり工事完了の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成十四年五月二十一日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	完了年月日
出雲市 進事業	若宮池向地区用排水施設事業（基盤整備促進事業）	平成十四年三月十日

**島根県告示第五百三十号**

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第一項の規定による同意を

求めるための事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、届出に係る指定漁

船調書を縦覧に供する。

平成十四年五月二十一日

島根県知事 澄田信義

**一 届出事項**

1 発起人の住所及び氏名

平田市十六島町七九二

山根尚光

〃 塩津町五二四

高橋健

〃 小伊津町五〇〇一二八

金築宣夫

**2 加入区**

平田市加入区

**3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称**

平田市漁業協同組合

**二 指定漁船調書の縦覧****1 縦覧期間**

告示の日から十五日間

**2 縦覧場所**

平田市漁業協同組合

**公 告**

平成十五年度島根県立農業大学校の養成部門の学生を次のとおり募集する。

平成十四年五月二十一日

島根県知事 澄田信義

**一 募集の目的**

本県の主要産業である農林業の将来を展望し、広い視野にたって農林業を考え、新しい農林業を創造し、地域社会の発展に寄与する農林業後継者及び農林業指導者の養成を図る。

**二 一般入学試験****(一) 募集人員及び修業年限**

(四)

## 3 出願期間

平成十五年一月十四日（火）から一月二十四日（金）までとし、郵送の場合は一月二十四日までの消印があるものは有効とする。

## 入学願書提出先

大田市波根町九七〇番地一 島根県立農業大学校入試係

入学試験及び合格者の発表

課 程	専 攻	募 集 人 員	修 業 年 限	備 考
園芸	野菜	三十人	一年	募集人員は、推薦入学者を含む
畜産	花き	二十人	一年	
森林総合	果樹	十人		

## (二) 出願資格

- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校を卒業した者又は平成十五年三月卒業見込みの者
- 2 大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）により文部大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- 3 その他知事が前二号に掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者

## (三) 出願手続

- 1 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送又は直接農業大学校に提出すること。  
なお、提出する書類等は封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。  
ア 入学願書（農業大学校所定の用紙を用いること。）
- イ 高等学校長が作成した調査書で厳封したもの。高等学校卒業者以外の者にあっては、大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類
- ウ 返信用封筒（定型封筒縦二〇・六センチメートル×横九・〇センチメートル一枚）に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手八十円分を貼付したもの

## (四) 出願期間

平成十五年一月十四日（火）から一月二十四日（金）までとし、郵送の場合は一月二十四日までの消印があるものは有効とする。

## 入学願書提出先

大田市波根町九七〇番地一 島根県立農業大学校入試係

1 入学試験
ア 日時 平成十五年二月七日（金）十時から十六時まで
イ 場所 大田市波根町九七〇番地一
ウ 試験
入学試験は筆記試験及び面接試験とし、筆記試験の科目は、次により必須科目及び選択科目に区別して行う。

必 須 科 目	選 択 科 目
国語I (古文、漢文は除く) 数学I	生物IB、化学IB、作物、野菜、草花、 果樹、畜産のうちいずれか一科目

- 2 合格者の発表
- 平成十五年二月十三日（木）農業大学校の玄関前に掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

## 三 推薦入学試験

## (一) 募集人員

二の(一)に定める募集人員のうち半数程度とする。

- (二) 推薦の要件
- 高等学校を卒業した者又は平成十五年三月卒業見込みの者で、かつ本県に居住し次のアからウの要件を満たす者とする。
- ア 入学希望者の出身高等学校長及び出身地を管轄する隠岐支庁長又は農林振興センター所長が推薦した者であること。
- イ 本校卒業後積極的に農業経営を行う者又は島根県内において、地域農林業の振興と農村社会の発展に貢献すると見込まれる者
- ウ 人物、学力ともに優れている者

## (三) 出願手続

- 1 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送又は直接本校に提出すること。  
なお、提出する書類等は封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

- ア 入学願書（農業大学校所定の用紙を用いること。）  
 イ 高等学校長が作成した調査書で厳封したもの。

ウ 推薦書

農業大学校所定の用紙により、入学希望者の出身高等学校長及び出身地を管轄する隠岐支庁長又は農林振興センター所長が作成したもの

エ 返信用封筒（定型封筒縦二〇・六センチメートル×横九・〇センチメートル一枚枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手八十円分を貼付したもの）

2 出願期間

平成十四年十月十八日（金）から十月二十八日（月）までとし、郵送の場合は、十月二十八日までの消印があるものは有効とする。

3 入学願書提出先

大田市波根町九七〇番地一 島根県立農業大学校入試係

(四) 入学試験及び合格者の発表

1 入学試験

ア 日時 平成十四年十一月十二日（火）十時から十六時まで  
 イ 場所 大田市波根町九七〇番地一 島根県立農業大学校  
 ウ 試験 一般教養試験及び面接試験

2 合格者の発表

平成十四年十一月十九日（火）農業大学校の玄関前に掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

(五) 推薦入学試験に不合格となつた者の取扱い

推薦入学の試験に不合格となつた者で一般入学試験を受けようとする者は、出願手続きとして二の(三)に掲げる書類のうち、入学願書及び返信用封筒を平成十五年一月二十四日（金）までに提出すること。（郵送の場合は、同年一月二十四日までの消印があるものは有効とする。）

この場合において、志望する課程（専攻）を変更しても差し支えない。

四 問い合せ先

出願手続、入学試験等について不明な点については、農業大学校又は隠岐支庁農林局

若しくは最寄りの農林振興センターへ問い合わせること。  
 五 その他

願書等本校所定の用紙は、島根県立農業大学校で交付する。なお、郵便で請求する場合は、返信用封筒（角形二号縦三三・ニセンチメートル×横二四センチメートル一枚に住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手百二十円分を貼付したもの）を同封すること。

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十四年五月二十一日

島根県知事 澄田信義

一 開発区域

安来市黒井田町字十神下一九一番地一の一部 外八筆

面積 五、二三九・九二平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市清水町二三三番地

有限公司 佐嶋工務店 代表取締役 佐嶋義夫

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十一条第一項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十四年五月二十一日

島根県知事 澄田信義

一 都市計画の種類

浜田都市計画下水道

島根県知事 澄田信義

二 縦覧場所

島根県土木部下水道推進課

都市計画法（昭和34年法律第10号）第111条第1項における選用への回数第111条第一項の規定による都計画の変更に係る図面の持つる効力を除くたるや、回数第111条第1項における選用する回数第111条第1項の規定による次のとおり競選に供やれ。

平成14年5月21日

島根県知事 梶田旭義

1 都計画の種類

山陰都計画に水道

11 縦覧場所

島根県木太木綿水道推進課

**共 倉 署 招 取**

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成14年5月21日

平成14年5月21日

島根県立中央病院長 中川正久

1 物品等の名称及び数量

- (1) ジュノトロビン5.3mg (5.3mg 1筒) 1,406筒
- (2) フェロソ (600万国際単位 1瓶) 980瓶
- (3) オムニペーパー30シリソジ (64.71% 100mL×5筒/箱) 928箱
- (4) ノルディトロビンS注10mg (10mg 1筒) 286筒

島根県立中央病院事務局経営企画課業務係

島根県出雲市姫原4丁目1番地1

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営企画課業務係 島根県出雲市姫原4丁目1番地1

3 落札者を決定した日

平成14年3月26日

4 落札者の氏名及び住所

- (1) 株式会社エバルス 広島県広島市中区銀山町3-1
- (2) 株式会社エバルス 広島県広島市中区銀山町3-1
- (3) 株式会社エバルス 広島県広島市中区銀山町3-1
- (4) 株式会社エバルス 広島県広島市中区銀山町3-1

5 落札金額

165,690,000円

6 契約の相手方を決定した手続き  
一般競争入札

7 特例公告を行った日  
平成14年2月15日

- (2) 52,500円／瓶  
 (3) 67,080円／箱  
 (4) 113,000円／箱

## 6 契約の相手方を決定した手続き

一般競争入札

## 7 特例公告を行った日

平成14年2月12日

平成十四年五月二十一日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

## 1 政党

名 称	代表者の氏名	会計責任者 の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党島根県出雲市 第五支部	広口恭一	佐貫忠雄	出雲市浜町九五四

## 11 やの他の政経団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者 の氏名	主たる事務所の所在地
内田よへお後援会	内田 郁夫	渡野 勝利	飯石郡三刀屋町大字殿河内1-1-2
山根正吉後援会	舟木 弘	舟木 勝義	邑智郡桜江町大字鹿賀1-79
三中共愛(三共後援会)	山根 正吉	高橋 市郎	飯石郡三刀屋町給下1074
河野正行後援会	河野 澄明	能美 憲一	江津市一宮町神主1-10-9
加茂「やくめ賢道」後援会	長崎 保夫	榎原 茂	大原郡加茂町大西1-10
土井正人後援会	井上 益雄	石田 和男	江津市松川町下河戸9-1

平成14年5月21日

- 7 特例公告を行った日  
 平成14年2月12日

報 告 令

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第33号）第9条の規定により公示する。

平成14年5月21日

島根県立中央病院長 中川正久

島根県立中央病院

島

島根県選挙管理委員会告示第114号  
 政治資金規正法（昭和三十二年法律第百九十四号）第六条第一項の規定に基づき設立の届出のあつた政治団体は次のとおりやあつたので、同法第七条の「第一項の規定によつて告示する。」

**島根県選挙管理委員会告示第二十五号**  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定に基づき異動事項の届出のあつた政治団体は次のとおりであつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年五月二十一日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

## 一 政党

名 称	異動事項		新	異 動 内 容	旧
	会計責任者	会計責任者			
自由民主党島根県参議院選挙区第二支部	島根県選挙管理委員会委員長 津田和美	島根県選挙管理委員会委員長 津田和美	新	島根県選挙管理委員会委員長 津田和美	旧
日本共産党島根県東部地区委員会	福代秀洋後援会	福代秀洋後援会	新	福代秀洋後援会	旧
自由民主党島根県邑智郡第二支部	田中たかし後援会	田中たかし後援会	新	田中たかし後援会	旧
自由民主党広瀬町支部	落合英夫後援会	落合英夫後援会	新	落合英夫後援会	旧
部	江角敏和後援会	江角敏和後援会	新	江角敏和後援会	旧
自由民主党旭支部	森脇勝臣	吉岡勝三	新	吉岡勝三	旧
	森脇勝臣	吉岡勝三	新	吉岡勝三	旧
	細川茂美	長島伸一	新	長島伸一	旧
		吉岡勝三	新	吉岡勝三	旧
		藤井辰朗	新	藤井辰朗	旧
		能義郡広瀬町富田七六	新	能義郡広瀬町富田七六	旧
		二一一	新	二一一	旧
			新		旧

## 二 その他の政治団体

名 称	異動事項		新	異 動 内 容	旧
	会計責任者	会計責任者			
島根県獣医師政治連盟	島根県獣医師政治連盟	島根県獣医師政治連盟	新	島根県獣医師政治連盟	旧
新世紀・江津を創る会	江津市渡津町四五八一	江津市渡津町五六八	新	江津市渡津町五六八	旧
福代秀洋後援会	山崎和雄	三成幸吉	新	山崎和雄	旧
田中たかし後援会	安部義夫	吾郷貞男	新	安部義夫	旧
落合英夫後援会	松江市比津が丘三一一	松江市黒田町四五四一	新	松江市比津が丘三一一	旧
江角敏和後援会	二一二〇	三	新	二一二〇	旧
板倉明弘後援会	出雲市大津朝倉一一	出雲市大津町八六三一	新	出雲市大津朝倉一一	旧
三浦一雄後援会	二一三	三	新	二一三	旧
出川修治後援会	出雲市大津朝倉一一二	出雲市大津町九四二	新	出雲市大津朝倉一一二	旧
松江市総合政策研究会	一三六	一三六	新	一三六	旧
島根県歯科技工士連盟	大崎邦明	平野徳彦	新	大崎邦明	旧
高原好人後援会	河野勝見	佐々岡史明	新	河野勝見	旧
よしかね隆後援会	福田一正	板倉亥三郎	新	福田一正	旧
大畑せいじ後援会	益田市高津四丁目二三	出雲市大津町九四二	新	益田市高津四丁目二三	旧
吉金隆	小池茂之	橋本弘	新	小池茂之	旧
	道端恒雄	村上吉男	新	道端恒雄	旧
	福田聰	村上吉男	新	福田聰	旧
	北谷武	山下豊	新	北谷武	旧
	岩田正次	岩田正次	新	岩田正次	旧
	○一七九	○一七九	新	○一七九	旧
	益田市高津町イ二五五	益田市高津町イ二五五	新	益田市高津町イ二五五	旧

一 政党

平成十四年五月二十一日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

## 島根県選挙管理委員会告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基づき解散の届出のあつた政治団体は次のとおりであつたので、同法第十七条第三項の規定により告示する。

主たる事務所の所在地	名 称	解散年月日
八束郡鹿島町大字恵曇 町四一三	青山善太郎後援会	平成十四年二月二十五日
代表者	代表者	解散年月日
中村宗良	上山繁俊	平成十四年四月十二日
八束郡鹿島町大字恵曇 町三六〇	連合みんなの会	
吉本孝	多久和英紀	
矢倉淳	浅沼延夫	
松原亀夫	植田武義	
難波光子	藤原貞吉	
坂根直樹	出雲市今市町一七七四 一三	
吉本孝	出雲市今市町六〇八一 二	
有藤泰雄	主たる事務所の所在地	
森山護	主たる事務所の所在地	
篠原虎夫	主たる事務所の所在地	
加納克己後援会	会計責任者	
永田正己後援会	会計責任者	
西本暁良後援会	会計責任者	
霜月の会	会計責任者	
小野宏後援会	会計責任者	
環日本海俱楽部	会計責任者	
紅葉の会	会計責任者	
瓜坂正之後援会	会計責任者	
亀谷博と共に住みよい町造りを考える会	会計責任者	
持田勉後援会	会計責任者	
松浦つお後援会	会計責任者	
但見武正後援会	会計責任者	
土江のぶゆき後援会	会計責任者	
幸政会	会計責任者	

## 二 その他の政治団体

名 称	解散年月日
自由民主党島根県地方産業振興支部	平成十四年二月二十五日
自由民主党島根県桜友会支部	平成十四年四月十二日

## 島根県選挙管理委員会告示第二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定に基づき届出のあつた資金管理団体は次のとおりであつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年五月二十一日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

届出をした者 の氏名	公職の種類	資金管理団体の 名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
岡田 麻里	内田 郁夫	三刀屋町議会 議員	飯石郡三刀屋町大字殿 河内二二一	内田 郁夫
員 安来市議会議 員	山根 正吉	三刀屋町議会 会	飯石郡三刀屋町給下一 ○七四	山根 正吉
す会 岡田まりを励ま す会	内田いくお後援 会	安来市安来町一一七五 一五	内田二二一	内田 郁夫
上田 武人	岡田 麻里	安来市安来町一一七五 一五	大原郡大東町下佐世四 一〇一六	加納 克己

平成十四年五月二十一日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

届出をした者 の氏名	公職の種類	資金管理団体の 名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
加納 克己	参議院議員	霜月の会	大原郡大東町下佐世四 一〇一六	加納 克己

正 誤

平成十四年四月二十六日付け島根県報第一、三六三号中に誤りがあつたので、次のように訂正する。

ページ 段 行 誤

一 下 始めから九 上田 武人 ハ ハ ハ 一七四番地

監事 上田 武人 ハ ハ ハ 一七四番地

平成  
十四年  
五月  
二十一日  
発行

毎週火・金曜日発行

発行者 島根県

印発行所  
松江市学園南町  
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)